

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構 研究記録管理規程

平成29年12月26日  
29規程第58号

## (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構研究活動における不正行為の防止等に関する規程（平成28年3月29日 28規程第9号。以下「研究活動不正行為防止規程」という。）第3条第3項に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の研究活動に従事する者（但し、専ら研究支援業務に従事する者は除く。以下「研究者」という。）が、その研究活動に関し国民に対し公正性等を説明する場面に備え、研究情報の記録、保存、管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「紙ノート」 機構が配布する紙のラボノート
- (2) 「電子ノート」 任意のソフトウェアにより電磁的記録媒体に記録された情報であって、第3条に規定する内容が記録されているもの
- (3) 「ラボノート」 紙ノート及び電子ノート
- (4) 「研究記録」 次に掲げるもののうち、研究者が論文等の研究成果の公正性等を説明するために必要なもの
  - イ 文書（ラボノートを含む。文書管理規則（平成23年4月1日 23規程第10号）で定める法人文書は除く）、数値データ、画像等の研究資料
  - ロ 試料（実験試料、標本等）や装置等の有体物
- (5) 「論文等」 次に掲げる発表成果のいずれかに該当するもの
  - イ 査読を経て学術雑誌に掲載された論文
  - ロ 学位論文
  - ハ 本号のイ又はロに準じて取り扱うことが適当な研究成果
- (6) 「センター等」 国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（令和5年2月28日 2023規程第7号）第3条第3項に定める研究センター、技術開発・共用部門、外部連携部門及び国際・広報部門をいう。
- (7) 「センター長等」 センター等の長
- (8) 「グループ等」 グループ、チーム、プラットフォーム、ユニットの他、研究活動を行うこれらに準ずる組織
- (9) 「グループリーダー等」 グループ等の業務を掌理する者

## (ラボノートの記録)

第3条 研究者は、自身の研究活動について後日の検証が可能となるよう、ラボノートには、研究実施日時・場所、共同実施者の氏名・所属、研究内容（計画、過程、成果等に関する情報）、その他研究に関する重要な情報等のうち必要な情報を記録することとする。

- 2 その他、ラボノートに関する必要な事項は、別に定める。

(研究記録の保存)

- 第4条 研究者は、自身の研究活動を行うにあたり、その研究記録を、研究活動の公正性等を説明するため、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で第6条に定める期間、保存するものとする。
- 2 保存に際しては、作成者、作成日時及び属性等を整備し、後の検索が可能となるように留意することとする。

(研究記録保管場所の申告)

- 第5条 研究者は、論文等の研究発表許可を得る際、当該論文等の研究記録の保管場所（PCや記録メディアの所在及びデータ保管先フォルダの名称、試料等の保管庫が設置されている部屋番号等）を申告するものとする。
- 2 センター長等及びグループリーダー等は、前項の申告を受けた場合、必要に応じて、当該申告内容にかかる研究記録の所在、記録内容を確認して研究者に指導又は助言を行うことができるものとする。
  - 3 法務・コンプライアンス室担当理事は、年一回程度、各センター等の研究記録の管理状況を確認し、センター長等又はグループリーダー等に対して指導、助言を行うものとする。

(保存期間)

- 第6条 研究者は、研究記録を以下の各号に定める期間保存するものとする。但し、センター長等及びグループリーダー等は、特許出願を行う場合や、研究分野の特性、保存場所の制約、費用等を考慮したうえで、別に合理的な保存期間を定めることができる。
- (1) 文書、数値データ、画像等の研究資料 原則10年間
  - (2) 試料（実験試料、標本等）や装置等の有体物 原則5年間
  - 2 前項の保存期間は、論文等の発表時から起算する。
  - 3 前2項の規定に関わらず、法令等又は契約により研究記録等の保存期間が別途定められている場合は、その定めに従うものとする。
  - 4 本条の規定に関わらず、不安定物質や実験で消費される試料等、保存が極めて困難なものは、グループリーダー等の許可を受けたうえで、合理的な範囲で廃棄可能とする。

(組織変更や研究者転出時の管理方法)

- 第7条 センター長等及びグループリーダー等は、組織変更又は研究者の転出若しくは退職等によって研究記録の適切な保存が損なわれないよう、当該研究記録の所在を記録し又は複写を作成するなどのルールを定め、適切な管理を行うものとする。
- 2 研究記録の保存期間中に組織変更又は研究者の転出若しくは退職等によって研究記録の保存が困難となった場合は、関係者間で協議のうえ保存場所を確保する等必要な措置を講じるものとする。

(研究記録の機構への提示及び提出)

- 第8条 研究者は、以下の場合、機構の求めに応じ、速やかに研究記録を機構に提示又は提出しなければならない。
- (1) 研究活動不正行為防止規程に定める研究不正に係る疑義を生ぜしめた場合
  - (2) 発明等の研究上得られる権利の確認を求められた場合
  - (3) その他機構が必要と認めた場合
- 2 機構は、前項において研究記録の提示又は提出を受けたときは、当該研究に係

る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上の秘密とすべき情報が漏洩することのないよう十分に配慮しなければならない。

(規程の細目及び運用)

第9条 この規程に定めるほか、研究記録の記録方法、管理等の実施のために必要な事項は、センター等又はグループ等において別に定める。

附 則 (平成29年12月26日 29規程第58号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日 2021規程第27号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月22日 2022規程第20号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日 2023規程第17号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日 2025規程第20号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。